



鳥取県公報

平成12年12月28日(木)
号外第121号

毎週火・金曜日発行

目 次

人委規則 管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則（給与課）..... 1
 職員の職務の級の分類に関する規則の一部を改正する規則（"）..... 2

人事委員会規則

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成12年12月28日

鳥取県人事委員会委員長 坂 田 賢 一 郎

鳥取県人事委員会規則第30号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年鳥取県人事委員会規則第30号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後		改 正 前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
機 関	職 員	機 関	職 員
略		略	
知 本 庁 事 務 部 局	部長 理事監 次長 参事監 防災監 水産振興局長 課長 室長（消防課 無線室の室長を除く。） 参事 秘書 医長 課長補佐（総務課の知事及び 副知事の秘書に関する事務を行う課長 補佐を含む。） 室長補佐（職員課行 政体制整備室の室長補佐を含む。） 財政課主計員 総務課秘書第一係長 総務課秘書第二係長 総務課法制係長 管財課管理係長 職員課人事係長 職員課給与係長 職員課福利厚生係長 水産課取締船長 職員課人事係員 （企画に関する事務を行う係員に限る。） 職員課給与係員（企画に関する事 務を行う係員に限る。） 職員課行政 体制整備室室員（企画に関する事務 を行う室員に限る。）	知 本 庁 事 務 部 局	部長 理事監 次長 参事監 防災監 水産振興局長 課長 室長（消防課 無線室の室長を除く。） 参事 医長 課長補佐（総務課の知事及び副知事 の秘書に関する事務を行う課長補佐を 含む。） 室長補佐（職員課行政体制 整備室の室長補佐を含む。） 財政課 主計員 総務課秘書第一係長 総務課 秘書第二係長 総務課法制係長 管財 課管理係長 職員課人事係長 職員課 給与係長 職員課福利厚生係長 水産 課取締船長 職員課人事係員（企画 に関する事務を行う係員に限る。） 職員課給与係員（企画に関する事務 を行う係員に限る。） 職員課行政 体制整備室室員（企画に関する事務 を行う室員に限る。）
略		略	

